

○小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例

平成7年12月19日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法及び世界人権宣言、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい、年齢、性別、疾病、国籍等その他のあらゆる差別（以下「差別」という。）をなくすための必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、生きがい、働きがい、住みがいのある小諸市の実現に寄与することを目的とする。

（令5条例18・一部改正）

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、国、県及び関係団体（以下「国等」という。）との適切な役割分担を踏まえ連携を図りつつ、市民の自主性を尊重し、本市行政のすべての分野で市民の人権を守り、差別をしない、させない、許さない社会の形成促進に努めるものとする。

（令5条例18・一部改正）

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、お互いに基本的人権を尊重し、差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

（令5条例18・一部改正）

(施策等の推進)

第4条 市は、人権思想の普及、啓発及び差別をなくす教育活動並びに市民福祉の増進等に関する施策について、必要に応じて実態調査を行い、を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

（令5条例18・一部改正）

(相談体制の充実)

第5条 市は、国等との適切な役割分担を踏まえて、差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(令5条例18・追加)

(教育及び啓発活動の充実)

第6条 市は、国等との適切な役割分担を踏まえて、差別の解消のための必要な教育及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

(令5条例18・追加)

(推進体制の充実)

第7条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(令5条例18・旧第5条繰下)

(審議会)

第8条 市は、差別をなくすための重要事項を調査審議するため、小諸市部落差別等撤廃人権擁護審議会を置く。

(令5条例18・旧第6条繰下・一部改正)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令5条例18・旧第7条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年小諸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則（令和5年3月27日条例第18号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。